事故の報告について，要否を下記の要件に応じて判断してください。

前提条件

・「サービス提供中」であること。

・事業所側の過失かどうかを問わない。

・事業所内、訪問中、送迎・通院中、事業所が実施した行事中。

・自宅に訪問した際に利用者に異変があり対応したもの。

報告が必要なケース

・ケガで医療機関を受診したもの。緊急搬送，職員による搬送を含む。

・誤薬。**（ただし，下記の場合は報告不要）**

ア　落薬・飲み忘れで医療機関受診不要のものは不要。

イ　所在地・保険者が八千代市内でないもの

ウ　持病による定期見守り不十分による体調不良による病院受診

・病死も入院後間もない，死因等に疑義が生じる場合は必要。

・新型コロナウイルス

・食中毒（併せて保健所への報告も必要）

ア　感染症・食中毒による死亡者又は重篤患者が発生した場合

イ　同一の感染症・食中毒が10名以上，全利用者の半数以上発生した場合

ウ　上記を上回る感染症の発生があり、管理者が報告を必要と認めた場合

・離設・行方不明等は，周辺を探しても発見できず警察等への協力を求めた場合

→外部への協力を求めずに発見した場合は，記録作成・再発防止策の検討及び家族等への報告のみ行うこと。

・職員の法令違反・不祥事。虐待や預かり金の横領等、利用者の処遇に影響があったもの

・利用者・家族等の個人情報の漏洩（不正アクセスを含む）

・管理者の判断により、報告が必要と認めたとき。